

葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業 募集要項等に対する質問及び回答（参加資格関係）

募集要項

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
20	6	第2		(7)	(3)		任意事業	任意事業については運営権者または構成企業が責任を担えば、具体的に実施する主体は構成企業以外の地元企業、地元以外の企業が関与することは認められていると解しておりますが、その認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	6	第2		(7)	(3)		任意事業	任意事業の再委託先や、下請負企業・協力企業については、指名参加資格申請等の制約条件は無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	14	第3	3	(1)	(4)		応募者の構成について	「ただし、多分野連携や広域連携を目的とし、既存のSPCを活用する場合はこの限りではない。」との記載がございます。既存SPCを活用することが、多分野連携や広域連携を目的としていることを正確に判断できる指標や、それに伴う評価がおありであれば、お示しいただくことは可能でしょうか。	提案で応募者が示すものと想定しています。
75	15	第3	3	(1)	(6)		応募者の構成	構成企業の変更は、変更せざるを得ない事が生じた場合認められた場合は町側と協議がありますが、指名停止等のケースはこれに該当するでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	15	第3	3	(1)	(6)		構成企業の変更	「参加資格審査書類の提出以降、代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない」とございますが、附帯事業・任意事業については、競争的対話を経て実施可否が決定することから、競争的対話終了後一定期間まで構成企業の追加・変更をお認めいただけないでしょうか。	原則としては、参加資格確認申請時の構成企業で対応をお願いします。なお、構成企業の追加・変更にはできるだけ柔軟な対応を行います。提案書類の提出までの間に追加・変更が生じる場合は、町と協議の上、参加資格確認申請書の再提出などの対応を図ります。
77	15	第3	3	(1)	(6)		応募者の構成	参加資格審査書類の提出以降、代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。ただし、～～変更せざるを得ない事情が生じたい場合は、町と協議するものとし、町がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。とありますが、競争的対話時や受注後に任意・附帯事業を提案していく中で、参加資格審査の際は協力企業を想定していた企業がSPCに出资する構成企業になる方が望ましくなる可能性があります。その場合、町と協議し認めていただくことは可能でしょうか？	追加・変更可能です。No. 76の回答をご参照ください。
78	15	第3	3	(1)	(6)		応募者の構成	「参加資格審査書類の提出以降、代表企業及び構成企業の変更は原則として認めない。」とあります。一方、募集要項別紙3では参加資格申請以降既存SPCの追加変更が認められることになっており、矛盾しています。 構成企業の追加については参加資格審査以降も認めていただけるような変更を要望します。	別紙3では参加資格確認申請以降既存SPCの追加変更については特に触れていません。No. 76の回答をご参照ください。
79	15	第3	3	(2)			応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格	業務実施企業に求める要件は、貴町からの競争入札参加資格の認定を受けていれば工種は問わないとの理解でよろしいでしょうか。（例：土木工事の認定を受けているが、終末処理場における電気設備工事の実績を有している）	ご理解のとおりです。
80	15	第3	3	(2)	(2)		応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格	「町における競争入札参加資格の認定を受けていること。」とありますが、応募グループの各構成企業の全てが満たす必要がありますか？	構成企業の全てが満たす必要があります。
81	15	第3	3	(2)	(2)		応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格	「町における競争入札参加資格の認定を受けていること。」とありますが、入札参加資格を有する代表企業が、本社ではなく支店にて参加資格をえていた場合、代表企業の記載名称等は、支店になるとの理解でしょうか？	入札参加資格登録において、本社が登録せず支店のみの登録となることはなく、本社の登録は必須です。受任者を定めているかどうかで、記載名称等が本社か支店になります。
82	16	第3	3	(3)			業務実施企業に求める条件	「業務実施企業」とは、運営権者（SPC）であり、実施契約書P.12 第22条で定められる第三者は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	応募企業又は応募グループ構成企業のうちの一者であり、第三者は該当しません。
83	16	第3	3	(3)	(1)		業務実施企業に求める要件	①維持管理・終末処理場における水処理施設の運転管理実績を証明する書類について、具体的なものをお教えいただけますでしょうか。	契約書鏡の写しや、TECRIS/CORINS登録の写しなどを想定しています。
84	16	第3	3	(3)	(2)		業務実施企業に求める要件	②終末処理場における機械設備工事実績を証明する書類について、具体的なものをお教えいただけますでしょうか。	No. 83の回答をご参照ください。
85	16	第3	3	(3)	(3)		業務実施企業に求める要件	③終末処理場における電気設備工事実績を証明する書類について、具体的なものをお教えいただけますでしょうか。	No. 83の回答をご参照ください。
92	18	第4	4	(4)			公募手続き等 参加資格確認申請書	参加資格確認申請書に添付する「建設：終末処理場における設備工事実績を証明する書類」について、契約書の鑑やコリーンズの竣工登録、等でよろしかったでしょうか。他に必要な書類等がございましたらご享受ください。	ご理解のとおりです。
93	18	第4	4	(4)			公募手続き等 参加資格確認申請書	電気工事の参加資格として終末処理場における電気設備工事の実績を求めていますが、電気設備工事に求められる内容（受変電、動力、計装等）をご教示ください。	内容の指定はありません。
112	24	別紙3					既存SPCを活用する場合の考え方	本文末尾に「契約段階では、・・・条件が整わない場合は、応募グループの構成企業が新設するSPCと契約を締結する。」とありますが、既存SPCが応募グループの構成企業の一つとして、応募した場合、既存SPCの構成企業がすべてが、新設するSPCの構成員であることが条件という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	24	別紙3					既存SPCを活用する場合の考え方	提案段階で既存SPCが応募グループの構成企業の一つとして、応募した場合、他事業の発注者の合意、既存SPCの全ての構成企業の合意や融資企業等の関係者の合意が得られている誓約書等といった合意証明書類を提案段階で提出する必要があるのでしょうか。	提案段階では必要ありません。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
114	24	別紙3					既存SPCを活用する場合の考え方	「応募段階では、既存SPCの構成企業が応募グループの構成企業として応募する。」と記載がございます。前段の構成企業とは、既存SPCの全ての構成企業を指す、との解釈でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	24	別紙3					既存SPCを活用する場合の考え方	「応募段階では、既存SPCの構成企業が応募グループの構成企業として応募する。」と記載がございます。後段の構成企業とは、既存SPCがグループの一部となりうる（応募グループの中には、その他の企業が入ることもある）との解釈でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	24	別紙3					別紙3 既存SPCを活用する場合の考え方	既に近隣の市区町村に設立されている既存SPCを活用する場合は、葉山町内にSPCを設立しなくても認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
127	36	別紙1					構成企業	構成企業は必ず出資しなければならない、読み取れます。一方契約書の51ページ別紙1では、構成員のうち出資しない企業の“協力企業”的定義があります。従いまして構成員は全員に出資を求めるものではないと考えてよろしいでしょうか。	構成企業は必ず出資しますので、構成企業に協力企業は含みません。構成企業と構成員の意味は異なります。

様式及び作成要領

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
(作成要領)									
1	1	第1	4				参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時	資格審査の附属資料について「各企業の会社概要及び実績等を提出すること」とありますが、提出が必要となる具体的な資料（決算書類、納税証明書等）についてご教示ください。	特に指定はしませんが、各企業の会社概要及び実績が分かるものであれば、どのような資料（会社パンフレット、実績一覧表など）でも問題ありません。
(別添Word様式、別添Excel様式)									
32	7	様式4-3					様式4-3	委任状の委任事項は代表企業へ委任が必須の項目はありますでしょうか。	特に指定はしませんが、手続きを行う上で最低限、参加資格確認申請書及び提案書類提出書の提出に関する件は委任事項として定めるものと認識しています。
33	8	様式4-4					様式4-4	参加資格確認申請書の構成企業が多数になる場合は、構成企業の枠を追加して作成してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

その他

No.	資料No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	-	実施方針	11	3応募者の資格要件(1)応募者の構成⑥	構成企業の変更是、やむを得ない事情があると認められた場合は可能とありますが、指名停止等のケースはこれに該当するでしょうか。また他の具体事例についても併せてご教示ください。	前段、ご理解のとおりです。後段、構成企業の追加変更にはできるだけ柔軟な対応を行います。